



## 子育て世帯の負担を軽減 副食費無償化の対象を拡充しました

【問い合わせ】  
新館こども課  
(☎41-3149)

市では、3歳以上の児童を対象に副食費の支援を実施しています。

4月からは、副食費無償化の対象をこれまでの第3子以降から第2子以降に拡充し、支援額を増額するほか、第1子についても食材費の価格高騰分を市が負担し、保護者の皆さんの負担を軽減します。

### ■対象児童

市内に住所があり、認可保育施設、幼稚園

または認可外保育施設に入所し、副食費の負担がある園児

### ■副食費支援額

- 第1子…月額300円
- 第2子以降…月額上限4,800円(令和5年度4,500円から増額)

\* 支援する副食費は市から直接、施設へ支払われます

### 令和6年度保護者負担のイメージ

公立保育園の副食費は、国の基準に準じて令和6年度より4,800円となりますが、第1子は令和5年度の副食費4,500円との差額の300円、第2子以降は全額を支援します。私立保育園などの副食費は、施設により金額が異なりますが、公立保育園への支援額を上限に支援を行います。

副食費が月額4,800円の場合	副食費が月額6,000円の場合
<p>保護者負担額</p> <p>第1子 300円の支援により 4,500円</p> <p>第2子以降 4,800円の支援により 0円</p>	<p>保護者負担額</p> <p>第1子 300円の支援により 5,700円</p> <p>第2子以降 4,800円の支援により 1,200円</p>

### …… 学校給食費も支援しています ……

市内小中学校の給食費について、令和5年度は1食あたり10円、令和6年度からはさらに20円値上がりしました。

この食材費の価格高騰分は市が負担し、学校給食費を据え置くことにより、

保護者の皆さんの負担を軽減します。

### ■問い合わせ

教育委員会学校給食管理室(☎41-3145)



## 高齢者と障がい者の方へ タクシー代などの交通費を支援します

### 高齢者と障がい者の福祉タクシー等助成券を交付します

福祉タクシー等助成券は、市内の路線バス・タクシーおよび予約乗合バス・タクシーの支払いに利用できます。

本年度から、助成対象者のお見舞いなどのため医療機関を訪問する場合も、助成券を利用できるようになりました。

助成対象者と申請方法は次のとおりです。



### ②障がい者

年間1万8千円分の助成券を交付します。

■対象となる障がいの程度 ▶身体障害者手帳1級▶身体障害者手帳2級(視覚・下肢・体幹障がいのみ)▶療育手帳A▶精神障害者保健福祉手帳1級

■申請方法 障害者手帳をお持ちの上、下記へ

■問い合わせ・申請 新館障がい福祉課(☎41-3581)、各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)

### ①高齢者

年間1万2千円分の助成券を交付します。

■対象 65歳以上の高齢者のみの世帯で暮らしている80歳以上の人(1人暮らしを含む)

■申請方法 印鑑をお持ちの上、下記へ

■問い合わせ・申請 新館長寿福祉課(☎41-3576)、各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)

○ ①高齢者②障がい者のいずれも該当する場合は、いずれか一つの助成となります  
○ ▶被災者支援タクシー等助成券の交付を受けている人▶入院中の人▶社会福祉施設に入所中の人(一部施設を除く)▶本人の移動手段として自家用車などがある人は対象外です

### 通院にかかるタクシー代助成を拡充します

市では、高齢者や障がい者に対し、通院に利用したタクシー代の一部を助成しています。

本年度から、自宅からバス停留所までの距離要件を撤廃。1回当たりの助成額を拡充したほか、年間上限額を自宅から医療機関までの距離に応じて最大3万円まで引き上げました。

■対象 福祉タクシー等助成券の対象となる上記①高齢者または②障がい者並びに日中独居になる80歳以上の人で、自身の移動手段として自家用車などがない人

■助成額 通院に利用したタクシー代の片道料金ごとに1千円を超えた分(昨年度までは3千円を超えた分)

■年間上限額 自宅から医療機関までの距離に応じて▶10歳未満…1万2千円▶10歳以上…1万8千円▶20歳以上…2万4千円▶30歳以上…3万円

※本助成と福祉タクシー等助成券は併用が可能です。申請方法など詳しくは、福祉タクシー等助成券の担当へお問い合わせください



### 運転免許証を自主返納した65歳以上の方へのタクシー等助成券

1万円分の助成券を交付します(1人1回限り)。



■対象 次の全てに当てはまる人▶平成29年4月1日以降に運転免許証を自主返納した人▶免許証返納時、満65歳以上の人▶免許返納時および助成券申請時に市内に住所のある人

■利用期限 交付年度の翌年度末日まで

■申請方法 岩手県公安委員会から交付される「申請による運転免許の取消通知書」を持参の上、下記へ

■問い合わせ・申請 新館市民生活総合相談センター(☎41-3551)、各総合支所市民生活係(大迫☎41-3126、石鳥谷☎41-3446、東和☎41-6516)